

郡山市附属機関等の設置及び運営に関する指針

平成18年3月17日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成29年10月19日一部改正

第1章 総 則

第1 趣旨について

この指針は、本市における附属機関及び懇談会等（以下「附属機関等」という。）の適正かつ効率的な運営を図るとともに、市政への市民参画の促進及び開かれた市政の実現の推進に資するため、附属機関等の設置及び運営に関し、基本的な事項を定めるものとする。

第2 定義について

- 1 この指針において「附属機関」とは、補助職員以外の外部の者が構成員として加わり、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い、調停、審査、諮問を受けて審議、調査等を行うことを職務とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置する機関をいう。
- 2 この指針において「懇談会等」とは、行政運営上の参考とするため、市民や有識者等から意見を聴取し、又は意見交換を行う場として要綱に基づき開催する会議、会合等をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) 市職員のみで構成するもの
 - (2) 関係団体の連絡調整を主な目的とするもの
 - (3) イベント等の特定の事業を実施するために組織するもの

第2章 附属機関

第3 附属機関の設置について

- 1 附属機関の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 調停、審査、諮問を受けての審議又は調査等のための機関で、意思決定を行うものは、法令に特別の定めがない限り、条例により設置しなければならないこと。
 - (2) 設置の目的又は所掌事務が類似する既存の附属機関の所掌事務の変更等により対応できないかについて十分な検討を行うこと。
 - (3) アンケートその他の附属機関の設置以外の行政手段を活用する方がより効率的、効果的ではないかについて十分な検討を行うこと。
- 2 設置目的に持続性のない附属機関については、設置期限を明示すること。

第4 附属機関の委員の選任について

- 1 附属機関の構成員（以下「委員」という。）の選任に当たっては、法律又は条例に定めがある場合を除くほか次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 委員の定数は、20人以内とすること。
 - (2) 各界各層及び幅広い年齢層の中から清新な人材を起用するよう努めること。
 - (3) 本市議会議員については、委員に選任しないこと。
 - (4) 本市職員については、委員に選任しないこと。
 - (5) 女性の登用については、「こおりやま男女共同参画プラン」に基づいて、女性委員の割合が40%以上になるよう努めること。
 - (6) 委員の兼職の数は、4を限度とすること。
 - (7) 委員を再任により選任する場合は、通算任期が10年を超えないこと。
 - (8) 市政に対する市民の幅広い意見の反映を図るため、委員の一部を公募により選任するよう努めること。ただし、公募による委員は兼職できない。なお、委員の公募に関し必要な事項は、別に定める。

2 前記1の規定は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、適用しない。

- (1) 委員に委嘱しようとする者が当該附属機関の所掌事務と密接な関連を有する者又はこれに準ずると認められる者である場合
- (2) 専門的な知識又は経験を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合

第5 附属機関の運営について

附属機関の運営に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 会議の資料は、原則として会議開催日前に配布すること。
- (2) 会議は、原則として公開すること。なお、公開に関し必要な事項は、別に定める。
- (3) 附属機関の事務局は、会議録又は会議の要旨を速やかに作成すること。ただし、特別の事情により、会議録又は会議の要旨を作成しなかったときは、その理由を明らかにしておくこと。

第6 附属機関の廃止統合について

現に設置されている附属機関について、次のいずれかに該当する場合は当該附属機関の廃止又は他の附属機関との統合について検討すること。

- (1) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により必要性が低下した場合
- (2) 附属機関の活動が著しく不活発な場合
- (3) 他の行政手段での対応がより適切と考えられる場合
- (4) 設置目的又は所掌事務が他の附属機関と類似している場合
- (5) 以上に掲げるもののほか、効率的又は効果的な行政運営の観点から、廃止又は他の附属機関との統合が望ましいと判断される場合

第7 協議

- 1 附属機関を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）は、附属機関を新たに設置しようとするときは、あらかじめ総務部行政マネジメント課長（以下「行政マネジメント課長」という。）及び人事課長に、委員を委嘱又は解職しようとするときは、行政マネジメント課長に協議するものとする。
- 2 所管課長は、附属機関を廃止し、又は統合しようとするときは、当該附属機関の廃止又は統合について、あらかじめ行政マネジメント課長及び人事課長に協議するものとする。
- 3 前記2の規定にかかわらず、行政マネジメント課長は、前記第6に掲げるもののいずれかに該当する附属機関があると認めるときは、所管課長に、その廃止又は統合について助言し、又は検討を求めることができる。
- 4 その他特別の事情により附属機関の設置及び運営について、この指針により難しいときは、行政マネジメント課長に協議するものとする。

第3章 懇談会等

第8 懇談会等の開催及び運営について

- 1 懇談会等の開催及び運営に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 法律又は条例に基づく附属機関と誤認されないよう、審議会、審査会、調査会、協議会、検討会等の名称を用いないこと。
 - (2) 懇談会等の目的、活動内容に調停、審査、諮問、審議（協議、検討を含む。）、調査の表現を用いないこと。
 - (3) 懇談会等の開催に当たっては、できるだけ終期を定め、他の意見聴取の手段では対応することが困難であるなど真に必要なものに限ること。
 - (4) 合議による意思決定を行わないこと。また、意思決定をするための手続き（定足数、議決方法等）を定めないこと。

- (5) 委員長、会長、議長等会議の意見等をまとめる代表者を定めないこと。なお、会議の進行のために座長を定めることを妨げるものではない。
- (6) 聴取した意見等については、答申、建議、報告等附属機関の審議結果と受け取られるような集約を行わないこと。
- (7) 懇談会等の構成員（以下「委員」という。）の選任に当たっては、一般文書により依頼し、承諾を得るものとし、委嘱状を交付しないこと。
- (8) 懇談会等の会議は、執行機関が招集するものであること。
- (9) 委員が会議に出席したことに対し対価を支払う場合の歳出科目は、報償費とすること。

2 第4から第7の規定は、懇談会等に準用する。

第4章 補 則

第9 適用期日

- 1 この指針は、平成14年8月1日から適用する。
- 2 第4 附属機関の委員選任については、適用日以後に行われる当該附属機関等の委員の選任から適用する。
- 3 第8 懇談会等の開催及び運営については、平成29年10月19日以降に新規に開催する懇談会等及び構成員の新たな選任から適用する。

「郡山市附属機関等の設置及び運営に関する指針」の運用について

第1章 総則

第1 趣旨について

この指針は、本市における附属機関及び懇談会等（以下「附属機関等」という。）の適正かつ効率的な運営を図るとともに、市政への市民参画の促進及び開かれた市政の実現の推進に資するため、附属機関等の設置及び運営に関し、基本的な事項を定めるものとする。

本指針は、附属機関等の運営の適正化及び効率化を図るとともに、市民の市政への参画機会の拡大や開かれた市政の実現の推進に資することを目的として定めるものである。

本指針では、それぞれの附属機関等がその設置又は開催目的を果たしているか、行政目的を達成するための方法として附属機関等によることが最適であるか、適正かつ透明性のある効率的な運用により市が行政責任を果たしているかなど附属機関等の新規導入又は既存のものの再検討に当たっての基本的な考え方を示すものとする。

第2 定義について

1 この指針において「附属機関」とは、補助職員以外の外部の者が構成員として加わり、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い、調停、審査、諮問を受けて審議、調査等を行うことを職務とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置する機関をいう。

2 この指針において「懇談会等」とは、行政運営上の参考とするため、市民や有識者等から意見を聴取し、又は意見交換を行う場として要綱に基づき開催する会議、会合等をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市職員のみで構成するもの
- (2) 関係団体の連絡調整を主な目的とするもの
- (3) イベント等の特定の事業を実施するために組織するもの

1 名称のいかんを問わず、行政執行の前提として必要な調停、審査、諮問を受けての審議、調査等を行うための執行機関の附属機関の設置については、地方自治法において法律又は条例による根拠を要することとなっており、次のように分類される。

ア 法律に根拠があり、設置が義務付けられているもの

(ア) 名称及び組織ともに法定されているもの

(イ) 名称及び組織が弾力化されているもの

イ 法律に根拠があるが、設置は任意であるもの（設置に係る条例化必要）

(ア) 名称及び組織ともに法定されているもの

(イ) 名称及び組織が弾力化されているもの

ウ 法律に根拠がなく条例で設置するもの（名称、組織、設置ともに任意）

2 「懇談会等」とは、行政運営上の参考とするため、市民や有識者等から意見を聴取し、又は意見交換を行う場として開催する会議、会合等で附属機関に該当しないものであり、法令又は条例に根拠がなく要綱等に基づき開催するものである。

なお、名称、設置等は、すべて任意である。

次の(1)～(3)は、「附属機関等」と混同されやすいものであるが、すべて法令による根拠がないものであり、その名称のいかんにかかわらず「附属機関等」には含まないものとし、その例は、次のとおりである。

(1) 市職員のみで構成するもの（庁内連絡調整会議等）

ア 市の複数の部課に関わる課題についての連絡調整又は協議を行うための組織

(2) 関係団体の連絡調整を主な目的とするもの（連絡協議会等）

ア 関係団体間の連絡調整を行うため、本市を含めた複数の団体が共同で規約や会則に基づき設置する組織

イ 市の外部組織であり、市は構成団体の一員という位置付け。

(3) イベント等の特定の事業を実施するために組織するもの（実行委員会等）

ア 市と関係団体が特定の事業を実施するために、各団体の合意により規約や会則に基づき設置する組織

イ 市の外部組織であり、市は構成団体の一員という位置付け。

第2章 附属機関

第3 附属機関の設置について

1 附属機関の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 調停、審査、諮問を受けての審議又は調査等のための機関で、意思決定を行うものは、法令に特別の定めがない限り、条例により設置しなければならないこと。
- (2) 設置の目的又は所掌事務が類似する既存の附属機関の所掌事務の変更等により対応できないかについて十分な検討を行うこと。
- (3) アンケートその他の附属機関の設置以外の行政手段を活用する方がより効率的、効果的ではないかについて十分な検討を行うこと。

2 設置目的に持続性のない附属機関については、設置期限を明示すること。

- 1 附属機関については、設置数をいたずらに増やすことのないよう、新たな視点でその必要性を再考し、設置の抑制、整理をする必要がある。

また、附属機関を設置する際には、その設置根拠についても十分検討をすること。

- (1) 調停、審査、諮問を受けての審議、調査のための機関の設置については、地方自治法第138条の4第3項に規定されているとおり条例により設置すること。
- (2) 法令等の改正により新たに附属機関の審議事項等とすべきものが発生した場合においても、法令等により設置が義務付けられ、組織名称が弾力化されていない場合を除き、審議分野の共通性に着目して、条例改正等の対応により可能な限り既存の審議会等において審議するよう努めること。
- (3) 市民アンケート、公聴会等の活用、関係団体からの意見聴取、専門職員の育成等により対応する方がより適切と考えられる事項については、それらの方法での対応を

検討すること。

- 2 附属機関の役割や必要性を明確にし、設置の目的に永続性がないものについては、所期の目的を達成した時点で廃止するよう可能な限り設置期限に関する規定を設けると。

第4 附属機関の委員の選任について

1 附属機関の構成員（以下「委員」という。）の選任に当たっては、法律又は条例に定めがある場合を除くほか次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 委員の定数は、20人以内とすること。
- (2) 各界各層及び幅広い年齢層の中から清新な人材を起用するよう努めること。
- (3) 本市議会議員については、委員に選任しないこと。
- (4) 本市職員については、委員に選任しないこと。
- (5) 女性の登用については、「こおりやま男女共同参画プラン」に基づいて、女性委員の割合が40%以上になるよう努めること。
- (6) 委員の兼職の数は、4を限度とすること。
- (7) 委員を再任により選任する場合は、通算任期が10年を超えないこと。
- (8) 市政に対する市民の幅広い意見の反映を図るため、委員の一部を公募により選任するよう努めること。ただし、公募による委員は兼職できない。なお、委員の公募に関し必要な事項は、別に定める。

2 前記1の規定は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、適用しない。

- (1) 委員に委嘱しようとする者が当該附属機関の所掌事務と密接な関連を有する者又はこれに準ずると認められる者である場合
- (2) 専門的な知識又は経験を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合

1 市民の市政への参画機会を広げ、附属機関の活性化を図るなど、その機能が十分発揮されるようその構成員である委員の選任について述べるものである。

附属機関の委員には、当該附属機関の設置目的に照らし、経歴、識見等から判断して、最もそれにふさわしい人物個人を委員として任命又は委嘱するものである。したがって、第三者が委員に代わって出席することは認められないことに留意する必要がある。

なお、委嘱した委員には、非常勤特別職として公務員の身分が付与され、条例に明記することで守秘義務を課することが可能となる。

また、当該指針に基づく懇談会等の委員についても、個人の能力に基づき委員を依頼するものであるから、原則的には代理出席することは認められない。

(1) 効果的で円滑な審議運営を行うための制限であるが、設置目的に照らし、必要最小限の人員とすること。

(2) 委員の職責を考慮し、高齢者（概ね70歳を超えた方）の選任については、控えるという考え方があるが、高齢者の社会進出が進む中、高齢者選任の制限については、あえて規定しない。ただし、新任の委員の選任については、原則として、法令又は条例等に定めがある場合を除き、65歳以下の者とすることが望ましい。

なお、女性及び青年層を含めた幅広い年齢並びに市民の各界各層からのバランスのとれた委員登用に努めること。

また、委員の選任に当たり各種団体に推薦を依頼する場合には、団体の代表者等に限らず実務レベルを含めた構成員の中から推薦を受けるよう努めるとともに、当該団体における手続期間を考慮し、最低でも1ヶ月の期間を確保し依頼すること。

(3) 市議会議員については、平成13年2月16日付け議会改革特別委員会報告書の趣旨等から法令及び条例で定めがある場合を除き附属機関の委員には、選任しないものとする。

(4) 市職員については、附属機関が執行権限を行使する機関ではなく、執行機関の諮問機関的な性格であることから、市職員は、諮問側として必要に応じて説明、意見を述べるものとし、法令及び条例で定めがある場合を除き附属機関の委員には就任しないものとする。同様に市職員の退職者（特に、退職後間もない者）についても委員に選任しないことが望ましい。ただし、市議会議員及び市職員等であっても、専門的知識、経験を有する者、市民団体の代表等としての選任の場合は、この限りでない。

(5) 附属機関への女性参画機会を拡大する観点から、「こおりやま男女共同参画プラン」の趣旨に基づき、附属機関への女性登用目標数値40%以上の女性委員の選任に努めること。特に、女性委員がいない附属機関については、法令等の定めがある場合を除き女性委員の選任に努めること。

(6) 委員がその職責を十分果たすことができるよう、また、広く市民が市政に参画する機会を拡大する観点から、一の委員が就任することができる附属機関を4までとするものである。現在、4を超える附属機関を兼任する委員については、直近の委員改選時に関係附属機関を所管する所属において協議し、適切な運用に努めること。

なお、横断的な委員の選任状況については、総務部行政マネジメント課において管理する。

(7) 同一の委員について通算で10年を超えて委嘱をしないこと

(8) 附属機関は、市政の執行過程において、重要な役割を果たしていることから、市民の市政への理解と信頼を深め、政策形成過程の段階から市民の市政への参画を促進し、開かれた市政を一層推進することを目的として、できる限り公募委員の選任に努めること。ただし、多くの市民の参画機会を確保する観点から、公募委員は他の附属機関

の委員又は懇談会等の構成員と兼職できないものとする。なお、公募に関し必用な事項は、別に定めるところによる。

- 2 1の規定により委員の選任に努めることが原則であり、本項の規定を適用する際は、安易に適用させることなく相応の理由が認められるものに限るものとし、この規定を適用して委員を選任しようとするときは、事前に総務部行政マネジメント課長（以下「行政マネジメント課長」という。）に協議すること。なお、協議方法は、委員選任の合議により行うものとする。

第5 附属機関の運営について

附属機関の運営に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 会議の資料は、原則として会議開催日前に配布すること。
- (2) 会議は、原則として公開すること。なお、公開に関し必要な事項は、別に定める。
- (3) 附属機関の事務局は、会議録又は会議の要旨を速やかに作成すること。ただし、特別の事情により、会議録又は会議の要旨を作成しなかったときは、その理由を明らかにしておくこと。

- (1) 委員が会議内容について理解し、十分な審議が行われ、効果的に附属機関の機能が発揮されるよう資料の事前配布を示したものである。
- (2) 附属機関は、市政の政策形成過程において、重要な役割を果たしていることから、市政運営の透明性を高めるため会議を原則公開とした。なお、公開に関し必要な事項は、別に定めるところによる。
- (3) 会議録、会議の要旨は、速やかに作成すること。会議録の作成に当たっては、その内容の正確を確保すること。特に発言の要旨については、発言した委員又は附属機関を代表する委員の確認を得ることが望ましい。なお、これらの公開については、原則的に情報公開条例の手続きによることとするが、積極的な公表を否定するものではなく、不開示情報（郡山市情報公開条例第7条）に該当しない場合の会議内容の公表等については、積極的な取り組みを望むものである。

第6 附属機関の廃止統合について

現に設置されている附属機関について、次のいずれかに該当する場合は当該附属機関の廃止又は他の附属機関との統合について検討すること。

- (1) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により必要性が低下した場合
- (2) 附属機関の活動が著しく不活発な場合
- (3) 他の行政手段での対応がより適切と考えられる場合
- (4) 設置目的又は所掌事務が他の附属機関と類似している場合
- (5) 以上に掲げるもののほか、効率的又は効果的な行政運営の観点から、廃止又は他の附属機関との統合が望ましいと判断される場合

既存の附属機関については、第3に定める附属機関の設置の際の検討同様、その役割や必要性を常に検証し、所期の目的を達成した場合には、廃止又は統合を行うこと。

特に、法令等の改正により必置規制が無くなったものについては、廃止又は統合についての検討を行うこと。

- (1)、(2) 法令で設置が義務付けられている「附属機関」のうち、社会情勢の変化により設置の必要性が低下しているもの、既に目的が達成されたものその他実質的な付議案件がなく活動が不活発な附属機関は、廃止統合等の検討をすること。

特に、2年間以上会議が開催されない附属機関、設置後10年を経過している附属機関については、その必要性を再検討すること。ただし、各種料金等の審議など一定の期間を置いて定期的に会議を開催するものについては、この限りでない。

- (3) 市民アンケート、公聴会等の活用、関係団体からの意見聴取、専門職員の育成等により対応する方がより適切と考えられる事項については、それらの方法での対応を検討

討すること。

(4) 附属機関を所管する課が異なる場合であっても、類似、同種の機能を持つ附属機関

については、法令でその設置が義務付けられ、名称、組織、所掌事務等が定められて

いる「附属機関」を除いては、統合についての検討をすること。

(5) 附属機関の設置目的を明らかにし、必要最小限で最も効率的で効果的な設置方法を

検討すること。

第 7 協議

- 1 附属機関を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）は、附属機関を新たに設置しようとするときは、あらかじめ総務部行政マネジメント課長（以下「行政マネジメント課長」という。）及び人事課長に、委員を委嘱又は解職しようとするときは、行政マネジメント課長に協議するものとする。
- 2 所管課長は、附属機関を廃止し、又は統合しようとするときは、当該附属機関の廃止又は統合について、あらかじめ行政マネジメント課長及び人事課長に協議するものとする。
- 3 前記 2 の規定にかかわらず、行政マネジメント課長は、前記第 6 に掲げるもののいずれかに該当する附属機関があると認めるときは、所管課長に、その廃止又は統合について助言し、又は検討を求めることができる。
- 4 その他特別の事情により附属機関の設置及び運営について、この指針により難しいときは、行政マネジメント課長に協議するものとする。

1 又は 2 に係る協議は、行政マネジメント課長及び人事課長への合議により行う。ただし、1 における委員を委嘱又は解職しようとする場合の合議は行政マネジメント課長のみとする。

- 3 附属機関の設置及び運営は、所管課長及び当該附属機関が指針の趣旨を踏まえて行うことが原則であるが、横断的な調整を図る観点で行政マネジメント課長が廃止又は統合について助言又は検討を求めることができることとした。
- 4 指針の規定により難しい場合又は指針の適用に係る疑問が生じた場合は、行政マネジメント課長と協議を行い、必要に応じて合議等により確認するものとする。

第3章 懇談会等

第8 懇談会等の開催及び運営について

- 1 懇談会等の開催及び運営に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 法律又は条例に基づく附属機関と誤認されないよう、審議会、審査会、調査会、協議会、検討会等の名称を用いないこと。
 - (2) 懇談会等の目的、活動内容に調停、審査、諮問、審議（協議、検討を含む。）、調査の表現を用いないこと。
 - (3) 懇談会等の開催に当たっては、できるだけ終期を定め、他の意見聴取の手段では対応することが困難であるなど真に必要なものに限ること。
 - (4) 合議による意思決定を行わないこと。また、意思決定をするための手続き（定足数、議決方法等）を定めないこと。
 - (5) 委員長、会長、議長等会議の意見等をまとめる代表者を定めないこと。なお、会議の進行のために座長を定めることを妨げるものではない。
 - (6) 聴取した意見等については、答申、建議、報告等附属機関の審議結果と受け取られるような集約を行わないこと。
 - (7) 懇談会等の構成員（以下「委員」という。）の選任に当たっては、一般文書により依頼し、承諾を得るものとし、委嘱状を交付しないこと。
 - (8) 懇談会等の会議は、執行機関が招集するものであること。
 - (9) 委員が会議に出席したことに対し対価を支払う場合の歳出科目は、報償費とすること。
- 2 第4から第7の規定は、懇談会等に準用する。

- 1 要綱により開催する「懇談会等」と法律又は条例に基づき設置する「附属機関」とは、位置づけが異なるため、「懇談会等」の開催及び運営に当たっては、「附属機関」との違いを明確にする必要がある。

(1)(2)「懇談会等」は、市政運営上参考とするための意見交換、懇談の場としての会議会合と考えるものであり、地方自治法第138条の4第3項に規定する「附属機関」と混同しないよう審査会、審議会、調査会等誤解を招く名称は使用せず、懇談会、意見交換会等の名称を使用すること。また、目的、活動内容についても同様に、調停、審査、諮問、審議（協議、検討を含む。）、調査の表現を用いないこと。

(3) 懇談会等の役割や必要性を明確にし、開催の目的に永続性がないものについては、所期の目的を達成した時点で廃止するよう可能な限り終期に関する規定を設けること。
また、開催にあたっては、不特定多数の市民の任意参加による懇談会やアンケート調査等他の意見聴取方法と比較検討し、より効果的な手法である場合に採用すること。

(4) 組織（合議体）との誤解を招くことから、意思決定を行わないこと。また、同様に定足数や多数決など議決方法等も定めないこと。

(5) 組織（合議体）との誤解を招かないよう、意見等をまとめる代表者は定めないこと。
なお、会議の進行は、執行機関の職員が行うことが望ましいが、委員に会議進行のための座長を依頼することは可能である。

(6) 答申、建議、報告、提言など組織としての意見表明は行わないこととし、委員から聴取した意見、意見の傾向及び方向性などについては、執行機関が必要に応じ取りまとめること。

(7) 「懇談会等」の委員には、非常勤特別職の発令行為と誤認されるおそれのある委嘱

状は交付せず、依頼文書で対応すること。

(8) 「懇談会等」は、その都度執行機関が参集を呼びかけることとする。

(9) 「懇談会等」の委員として参画してもらうことにより役務の提供を受けた対価として、謝金を支払うものとする。一方、「附属機関」の委員は、非常勤特別職の公務員であり、「郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき報酬を支払うこととなる。

2 附属機関について規定した第4から第7までの規定は、懇談会等に準用する。

(参考)

	附属機関	懇談会等	その他協議会等
区分	附属機関等（本指針の対象）		附属機関等に含まない （本指針の対象外）
位置 づけ	市の内部組織（機関）	市が開催する会議、会合	市の外部組織
名称	審議会、審査会、調査会 等	懇談会、意見交換会等 （附属機関と混同されな い名称）	実行委員会、協議会等 （名称の如何を問わな い）
構成	公募市民や有識者など、本市職員以外の者が参加す る		関係団体による共同設 置（市は構成団体の一 員）
根拠	法令又は条例	要綱	規約、会則等
役割	意思決定を行い、その結 果を答申、報告する。	行政運営上の意見交換、 懇談等を行い、意思決定 を行わない。	関係団体の連絡調整、特 定事業の実施
委嘱	有（任命行為）	無（依頼・承諾）	外部組織における取扱 いによる
身分	非常勤特別職（地方公務 員法第3条第3項第2 号）	地方公務員法上の位置づ けなし	各所属団体の身分
予算 措置	報酬（郡山市特別職の職 員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条 例第2条）	報償費（謝礼）	加盟負担金、補助金

附属機関等の設置及び運営に関する事務チェック表

1 附属機関等の設置及び委員の選任等に関すること

事 務 項 目	合議等	報告等	備 考
附属機関等の設置 (設置根拠の制定)	○	○	・ <u>行政マネジメント課へ事前協議必須（予算計上前）</u> ・ 人事課、行政マネジメント課へ合議 ・ 決裁後、行政マネジメント課へ報告
附属機関等の 廃止・統合 (設置根拠の改正・廃止)	○	○	・ <u>行政マネジメント課へ事前協議必須</u> ・ 人事課、行政マネジメント課へ合議 ・ 決裁後、行政マネジメント課へ報告
委員の選任	○	○	・ 委員候補者の兼務状況等を行政マネジメント課へ事前に確認のうえ、委員選任の手続をすること ・ 決裁後、「委員等就任状況報告書」を行政マネジメント課及び男女共同参画課に送付
委員の解任	○	○	・ 決裁後、「委員等解任状況報告書」を行政マネジメント課に送付
公募委員選考基準の制定	×	×	・ <u>必要に応じ行政マネジメント課と協議</u> ・ 「郡山市附属機関等の委員の公募に関する要領」で公募に関する基本的な事項を定めているため部長決裁

2 会議の開催、委員公募の周知、公表に関すること

事 務 項 目	備 考
会議開催の周知	・ 会議開催の2週間前までに「郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領」に定める「附属機関等の会議開催のお知らせ」（第1号様式）を作成し、ウェブサイトやフェイスブック等への掲載の手続を行うと共に、ソーシャルメディア推進課（市政情報センター）にメールで送付
会議開催の概要	・ 会議開催後速やかに「郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領」に定める「附属機関等の会議開催の概要」（第2号様式）を作成し、ウェブサイトへの掲載の手続を行うと共に、ソーシャルメディア推進課（市政情報センター）にメールで送付
委員公募の実施及び選任	・ 委員を公募する際に「郡山市附属機関等の委員の公募に関する要領」に定める「附属機関等の委員公募報告書」（第1号様式）を作成し、行政マネジメント課及びソーシャルメディア推進課（市政情報センター）にメールで送付 ・ 公募委員を選考し、委員等委嘱の決裁後に前記「報告書」に加筆して行政マネジメント課及びソーシャルメディア推進課（市政情報センター）にメールで送付

※会議により委員役職等の変更があった場合は、その都度、行政マネジメント課へ連絡すること。

【附属機関の設置及び懇談会等の開催に係る事務フローチャート】

◇「附属機関設置」又は「懇談会等開催」の必要性の検討

- 新設
既設
- ①職員のための内部組織において目的達成できないか。
 - ②市民アンケート、関係団体等への意見照会、任意参加の地区懇談会など附属機関設置や懇談会等開催以外の手段を活用する方がより効率的、効果的でないか。
 - ③類似、同種の機能を持つ附属機関、懇談会等はないか。
 - ④社会経済情勢や市民ニーズの変化等により必要性が低下していないか。
 - ⑤目的が達成された、又は実質的な付議案件がなく活動が不活発ではないか。

①②の方法を採用
③：既設の活用

①～③の方法が可能

①～③の方法が不可

③～⑤に該当

③：統合
④⑤：廃止

◇目的達成の手法としてふさわしいのはどれか、以下の基準により判断

- ①法令により設置が義務付けられ、又は要請されている場合
- ②特定の施策、制度等の実施に伴い、調停、審査、審議又は調査などの役割を付与する必要がある場合
- ③参加者の個別の意見聴取にとどまらず、機関としての意思決定により、最終的に答申、建議、報告を得る必要がある場合

執行機関が出席を依頼し、参集した市民、有識者から行政運営上の参考とするため意見聴取又は、意見交換が必要な場合

※参加者の合議による意思決定の必要がないこと

- ①関係団体の連絡調整が主な目的である場合
- ②イベント等特定の事業を実施するために組織する場合

【附属機関】を設置

- 関係課と協議の上、附属機関の設置条例案の検討
 - ・既存の条例改正（附属機関の設置規定条項の追加等）
 - ・新たに条例制定

- 予算（委員報酬 1-03、旅費 9-02）手続
- 条例制定（改正）手続
 - ※行政マネジメント課、総務法務課、人事課合議

市議会に予算案、条例案を上程

○委員選任手続

委嘱状交付

→ 第 1 回会議開催

【懇談会等】を開催

- 関係課と協議の上、懇談会等開催要綱案の検討

- 予算（報償費 8-01、旅費 9-01）手続

市議会に予算案を上程

- 開催要綱制定手続手続
 - ※行政マネジメント課、総務法務課合議

○委員選任手続

参加依頼（一般文書）→ 承諾書受理

→ 第 1 回会議開催

【その他】

連絡調整会議、規約により設置する市の外部組織に分類
※附属機関等に含まない。

対 象

- 郡山市附属機関等の設置及び運営に関する指針
- 郡山市附属機関等の委員の公募に関する要領
- 郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領